

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年9月12日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年8月30日農林水産省告示第1039号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
望月太一	静岡市葵区梅ヶ島字赤要3426、字下井戸3520	静岡市役所
望月清敏	静岡市葵区梅ヶ島字赤要3428の2、3431の1	静岡市役所
望月清太郎	静岡市葵区梅ヶ島字赤要3429の2、3430の2	静岡市役所
望月藤市	静岡市葵区梅ヶ島字下井戸3522	静岡市役所
望月重太郎	静岡市葵区梅ヶ島字下井戸3526	静岡市役所